審議会等設置状況

（令和　6年　2月19日　現在）

基本情報

審議会等の名称	嬉野市特別職報酬等審議会
設置の根拠	嬉野市特別職報酬等審議会条例(平成18年条例第43号)
担当事務	議員報酬の額並びに市長及び副市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするとき、市長はあらかじめ嬉野市特別職報酬等審議会に意見を求めなければならず、これを受けて審議会は当該報酬額等について意見を述べる。
委員数	10人以内
委員の任期	必要の都度招集され、審議が終了したとき解任される。
所管課	総務・防災課　総務・文書グループ （電話番号　0954-66-9111）

委員名簿（順不同・敬称略）

	氏　名	所属・経歴等	任　期
		必要に応じ、そのつど委嘱される	